

**平成 30 年度
志學館大学自己点検・評価報告書**

平成 30 年 7 月

志學館大学

平成 30 年度志學館大学自己点検・評価報告書

本学の自己点検・評価は、認証評価、学園未来計画・大学短期事業計画（以下、「未来計画等」という。）、改革総合支援事業等（以下、「支援事業」という）に係るものが個別に行われていたが、平成 29 年度に、これらを統合的に実施することにし、業務の確実化と合理化を図ることとした。

上記のうち、認証評価に係る点検・評価は、平成 29 年度までは、日本高等教育機構の認証評価第 II 期の基準項目に準拠して実施してきたが、平成 30 年度は、第 III 期の基準項目に準拠しているため、点検項目の順序が従前のもものと異なっている。以下では、問題点、不十分な点のみを、未来計画、支援事業に係る点検結果とともに記してある。問題のない箇所は、項目番号と共に省略してある。なお、未来計画、支援事業に係る点検結果はともに平成 29 年度の項目、計画に基づいたものである。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

①役員、教職員の理解と支持

教員の理解と支持はあるが、職員には制度的にも実質的にも十分とはいえない。

②学内外への周知

刊行物、HP で公開しているが、学校教育法で定められた情報公開を確実に行う広報・情報管理体制が不十分である。大学ポータル上でも、3 つのポリシーの最終版の更新が、まだ不十分である。現在、改善を進めているところである。

③中期的な計画への反映

整合性が不十分である。未来計画を修正しつつ、改善を図っているところである。

2-1. 学生の受け入れ

②アドミッション・ポリシー(AP)に沿った入学者受け入れの実施とその検証

従来の AP の検証に基づき AP を改定し、2019 年度入試から適用される。

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a) 「一般入試で、学力検査のほか、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーション、調査書、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書、資格・検定試験などの成績、各種大会等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施」については、一般入試（一般入試、センター利用入試）について募集要項では、調査書は参考とするとしか表記されておらず、記入要領が求めている具体的な評価方法の明記などはされていないという点で、満たしていない。
- (b) 「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題」については、未だ満たしていないが、A0 入試や指定校推薦では出題を検討しており、2021 年度入試より実施の予定である。
- (c) 「専門的な専任職員（アドミッション・オフィサー）が、入試・学生募集にかかる企画立案及び入学者選抜の評価までに参画」については、学生募集にかかる企画立案は参画しているものの、入試の企画立案、入学者選抜の評価への参画は、不十分である。
- (d) 「高等学校教育と大学教育の連携強化に向けた高等学校又は教育委員会との定期的な協議」

については、大学説明会は毎年開催しているが、高等学校、教育委員会との高大連携全般に関する定期的な協議はできていない。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

適切な学生受け入れの維持は、現在はできている。ただし、これを維持するための分析、方針策定は不十分である。また、法ビジネス学科は定員を満たしていない。現在、学科の魅力化のためアクティブ・ラーニングを採り入れ、地域について学びながら、社会人基礎力を養成できる授業科目の開設とそれを担当できる教員の採用について検討を進めている。法学部では大括り入試を平成 32 年度入試から実施することを決定している。

支援事業の「定員規模の適正性を点検」については、法ビジネス学科の定員の点検はしているが、上記の取り組みを実施中であるため定員の変更はしていない。

未来計画の「高校訪問等による対人的アピールの継続的实施：県内外の短大や高専等への学校訪問」については、短大、高専への広報は不十分である。

支援事業の「多様な背景を持つ受験者を受け入れるための定員枠を設ける」と関連した視点からは、以下のように評価できる。

- (a)「社会人学生の受け入れ人数が増加」については、受け入れ人数は、過去 3 年平均 4.0、現在 4 で、増加していない。
- (b)「留学生の受け入れ人数が増加」については、受け入れ人数は、過去 3 年平均 9.3、現在 6 で、増加していない。

2-2. 学修支援

①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

e ポートフォリオは 100%は稼働していないという点で、不十分である。

支援事業の「中途退学者の現状を把握し、原因分析及びその対策」については、現状を把握し、原因分析は行っているが、対策が不十分である。

2-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

平成 30 年度に種子島・屋久島特待生制度を新設した。未だ、検証の時期には至っていない。

2-5. 学修環境の整備

①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教室の有効利用ができておらず、「適切な運営」という点で不十分である。

②実習施設、図書館等の有効活用

「実習施設」という語は、認証評価Ⅲ期目で初出であり、満たしているかどうかうまく判断できていない。心理系の 2 つのセンターの実験室は、利用実態に鑑み名称との変更を検討する必要がある。

④授業を行う学生数の適切な管理

分析は現在進めているが、適切な管理のための実施は不十分である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活実態（満足度）アンケートを実施し、実態の把握はしているが、結果の「活用」は不十分である。

③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

検討結果の活用については、不十分である。

支援事業の「学生の学修時間の実態及び学修行動の把握を組織的に行い、②の体制における教育課程の編成に関する全学的な方針の策定の検討に活用」については、学修行動の分析はできているが、カリキュラム形成企画等への活用は不十分である。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

策定は完了しているが、周知の仕方については不十分である。

支援事業の「学部等の教育内容について卒業生、高等学校関係者や在学生の保護者から意見を聞く機会」については、調査項目を見直す必要がある。特にディプロマ・ポリシーが達成できたと考えるかを調べる必要がある。現在改善中である。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、策定がまだ不十分である。

未来計画等の「組織的・体系的に設計された教育課程の確実な実施：授業科目試験、卒業研究等の評価基準の制定と明示」については、履修規程、教職履修規程は見直しを要する。修士研究の判定基準は定めたが、全体的には施策実現のための準備中という段階であり、平成29年度事業計画も遅れている。

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a) 「全授業科目の体系性・有機的連携を確保するため履修系統図又はナンバリングを実施」については、履修系統図又はナンバリングが十分にできていない。現在改善中である。
- (b) 「アクティブ・ラーニングの授業の実施（学外の特定の組織等と連携し、当該組織等の課題解決に学生を主体的に関与させることを目的とした授業）」については、要件が限定的過ぎるので、十分な対応はできていない。アクティブ・ラーニングの推進には着手している。
- (c) 「地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワークなど、学生が主体的に地域と関わる正課の授業を必修科目として実施」については、必修化には未着手である。

3-3. 学修成果の点検・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

eポートフォリオは100%は稼働していない。学修成果の点検・評価方法は確立されていないが、現在取り組み中である。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価のフィードバック制度は、平成 29 年度から Unipa 上でおこなわれるようになった。しかし、この新システム導入以降、学生からの回答率が不十分である。

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a) 「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメント・テスト）」については、法学部では、法学検定（ベーシック）の受験を推奨しており、ここ数年、受験者が増加中であるが、全学的には、まだできていない。
- (b) 「学修評価の観点・基準を定めたルーブリックの活用」については、ルーブリックの活用はできていない。
- (c) 「学修ポートフォリオの活用」については、e ポートフォリオが該当するが、活用については不十分である。

4-1. 教学マネジメントの機能性

支援事業の「学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制の構築」については、専門的な支援スタッフについて再確認をする必要がある。

③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本格的な点検・検証は、不十分である。教員の教学・管理運営等に係る effort の分析は行っている。

支援事業の「大学内の学部又は学科等ごとに SWOT 分析や経営財務状況の把握・分析を実施し、大学等全体の状況を比較して現状や課題を分析」については、学部・学科ごとの分析で不十分である。

未来計画等の「業務の見直しと本部と一体となった業務効率化の検討と推進」については、本部と一体となった出張関係業務、経理業務の抜本的見直しは進展していない。現在取り組み中である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

人事制度、人事計画は整備したが、教育課程との整合性は未点検である。教員の教育に係る effort の分析は行っている。

支援事業の「人事政策（教職員数、専任非常勤の割合（改革推進会議：非常勤分析）、アウトソーシング等）を策定」については、専任教員の長期人事計画とその基準は策定はなされているが、非常勤講師についてはできていない。

②FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 活動は十分にできておらず、現在改善中である。

4-4. 研究支援

③研究活動への資源の配分

教育研究費は重視し、確保している。ただし、研究活動は活発ではない。特に地域課題に関する研究は少ない。

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a)「外部資金獲得に向けた組織体制の強化を目的とした、部署又は委員会等を設置」については、設置はされたが、実質化は不十分である。
- (b)「地域課題の解決を目的とした研究を実施」については、協定等がなく、満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a)「中長期計画の進捗管理」については、工程管理の明確化については不十分である。
- (b)「中長期計画について学内説明会を実施」については、毎年、工程管理を説明するという点を不十分である。

③環境保全、人権、安全への配慮

ハラスメント防止と対応を継続的に改善・整備するという点については、不十分であり、現在体制を整備中である。

5-4. 財政基盤と収支

②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

入学定員、収容定員の計画的管理による補助金獲得率の向上シミュレーションについては、まだ不十分である。

支援事業の「教育活動において、地方公共団体や企業から資金提供または人的支援」については、満たしていない。

6-2. 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学部・学科・研究科の仕組みは、まだ不十分である。

支援事業の「IRを担当する部署を設置し、専任教員又は専任職員を配置」については、専任教員または専任職員の配置を満たしていない。

6-3. 内部質保証の機能性

①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

大学の仕組みは点検評価委員会改組と中期計画の自主的・自律的な点検制度で概ねできあがっている。PDCAのAと学部・学科・研究科との関係については未整備である。

支援事業と関連した視点からは、以下のように評価する。

- (a)「地域の課題解決に向けて目標設定、成果の地域へのフィードバック、地域連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施」については、総合的な構造化を満た

していない。

- (b)「大学等による地域への貢献について、データをまとめ、情報を発信」については、地域貢献総合記事欄（ページ）を設ける等、もう少し整備する必要がある。
- (c)「大学等の所在する都道府県又は市区町村等と、大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、定期的に連携の具体的な内容に関する協議」については、定期的な協議は始まったばかりであるため、経年変化を観る必要がある。
- (d)「科目等履修生制度に基づき、社会人学生を受け入れ」については、受け入れはしているが、全学部ではないという点で、満たしていない。